



「調停手続相談」開催のお知らせ

「調停」とは、

裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、
話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。

調停手続では、一般市民から選ばれた調停委員が、裁判官とともに紛争の解決にあたるため、
裁判所の手続に一般市民の良識を反映し、柔軟で円満な解決を図ることができます。

「調停手続相談」では、

○お金や土地・建物のトラブルなどの民事上の紛争

○夫婦間の問題や遺産の分割などの家庭内の問題

について、調停委員が調停手続の利用に関する相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

事前の予約は不要です。

山口県内では、下記の日程で開催されますので、

どうぞお気軽にご利用ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては中止になる場合があります。

記

【岩国地区】

日時 令和3年10月15日(金) 午前10時から午後3時まで

場所 岩国市民文化会館 第2, 第3研修室 (岩国市山手町1-15-4)

【山口地区】

日時 令和3年11月20日(土) 午前10時から午後3時まで

場所 山口県社会福祉会館 第4会議室 (山口市大手町9-6)

(主催) 山口調停協会連合会

(お問い合わせ先)

山口地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係

電話番号(083)922-9135(平日の午前8時30分から午後5時まで)

